

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】令和7年4月2日(2025.4.2)

【国際公開番号】WO2024/224478

【出願番号】特願2023-579718(P2023-579718)

【国際特許分類】

F 0 4 D 2 9 / 5 4 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

F 0 4 D 2 9 / 5 4

G

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年12月26日(2023.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

モータにより回転軸を中心として回転駆動されるポスト、
前記ポストから放射状に設けられ、回転により気流を発生させる翼と、
前記翼の外周端を覆うように設けられた風導部と、
前記風導部の前記気流の上流側と前記翼との間に設けられる下流側端部と、前記風導部の上流側を覆うように設けられる上流側端部と、を有するベルマウスと、を備え、
前記翼は、一部が前記ベルマウスの前記上流側端部よりも前記上流側に設けられ、
前記風導部は、前記翼に面する内壁のうち、前記ベルマウスの前記下流側端部よりも前記気流の下流側において、前記翼の前記外周端と対向する位置に、前記翼に向う方向に突出した突出部を有することを特徴とする送風機。

【請求項2】

30

前記回転軸を含む断面において、前記翼が回転する領域のうち外周部に接する直線と前記内壁の前記突出部との距離が最小となる前記直線上の点を第1の点とすると、前記第1の点は前記領域の前記外周部に含まれることを特徴とする
請求項1に記載の送風機。

【請求項3】

前記風導部の前記内壁は、前記第1の点と対向する位置から前記風導部の前記下流側にかけて、前記回転軸から距離が離れるように形成される
請求項2に記載の送風機。

【請求項4】

前記ベルマウスは、前記上流側端部と前記下流側端部との間に、前記回転軸との径方向の距離が前記上流側端部及び前記下流側端部と前記回転軸との径方向の距離よりも小さい最小半径点を有する
請求項1に記載の送風機。

40

【請求項5】

前記内壁の前記突出部と前記翼が回転する領域のうち外周部に接する直線との距離が最小となる前記内壁上の点を第2の点とすると、前記最小半径点と前記直線との距離は、前記第2の点と前記直線との距離より小さいことを特徴とする
請求項4に記載の送風機。

【請求項6】

前記最小半径点と前記翼が回転する領域のうち外周部に接する直線との距離は、前記下流

50

側端部と前記直線との距離より小さいことを特徴とする

請求項 4 に記載の送風機。

【請求項 7】

前記ベルマウスは、前記上流側端部と前記下流側端部との間において、前記翼の側に凸形状であることを特徴とする

請求項 1 に記載の送風機。

【請求項 8】

前記風導部の前記内壁は、前記風導部の前記上流側から前記突出部にかけて曲線状に形成されていることを特徴とする

請求項 1 に記載の送風機。

10

【請求項 9】

前記ベルマウスは、曲線状に形成される

請求項 1 に記載の送風機。

【請求項 10】

前記風導部は、前記気流の上流側に位置する吸い込み側端部を有し、
前記ベルマウスと、前記風導部の前記吸い込み側端部とは、離隔して設けられた
請求項 1 に記載の送風機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本開示に係る送風機は、モータにより回転軸を中心として回転駆動されるボスと、ボスから放射状に設けられ、回転により気流を発生させる翼と、翼の外周端を覆うように設けられた風導部と、風導部の気流の上流側と翼との間に設けられる下流側端部と、風導部の上流側を覆うように設けられる上流側端部と、を有するベルマウスと、を備え、翼は、一部がベルマウスの上流側端部よりも上流側に設けられ、風導部は、翼に面する内壁のうち、ベルマウスの下流側端部よりも気流の下流側において、翼の外周端と対向する位置に、翼に向う方向に突出した突出部を有することを特徴とするものである。

30

40

50